

新温泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 16,701	千円 10,447,005	千円 472,206	千円 1,767,418	% 16.9	% 17.4

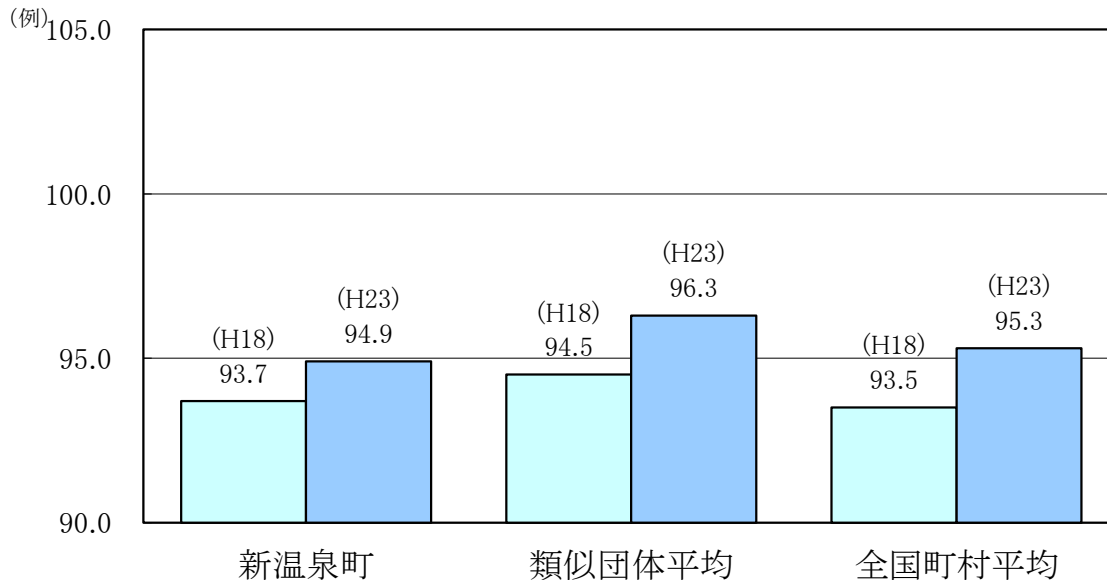
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 189	千円 768,414	千円 76,647	千円 270,558	千円 1,115,619	千円 5,903	千円 5,733

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新温泉町	44.6 歳	330,200 円	362,986 円	350,658 円
兵庫県	44.2 歳	340,900 円	431,744 円	390,356 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.1 歳	323,344 円	377,923 円	351,123 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
新温泉町	51.4 歳	20 人	336,000 円	368,045 円	358,180 円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.4 歳	5 人	349,200 円	385,800 円	367,360 円	廃棄物処理従事員	44.6 歳	290,600 円	1.33
うち学校給食員	49.4 歳	5 人	318,900 円	350,400 円	347,300 円	調理士	41.4 歳	259,200 円	1.35
うち自動車運転手	50.3 歳	7 人	330,500 円	356,400 円	347,700 円	自家用乗用 自動車運転者	57.1 歳	294,000 円	1.21
その他	54.2 歳	3 人	355,600 円	394,966 円	385,433 円	—	—	—	—
兵庫県	51.2 歳	792 人	331,200 円	396,670 円	365,168 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	13 人	287,269 円	311,840 円	300,179 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新温泉町	—	—	—
うち清掃職員	6,091,200 円	4,035,300 円	1.51
うち学校給食員	5,566,100 円	3,500,200 円	1.59
うち自動車運転手	5,698,000 円	3,909,300 円	1.46
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成20年～平成22年の3カ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新温泉町	54.3 歳	387,400 円	404,300 円
兵庫県	43.5 歳	369,900 円	424,589 円
類似団体	42.3 歳	310,533 円	330,934 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		新温泉町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,280 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	178,800 円	194,708 円	—
	高校卒	144,500 円	172,770 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

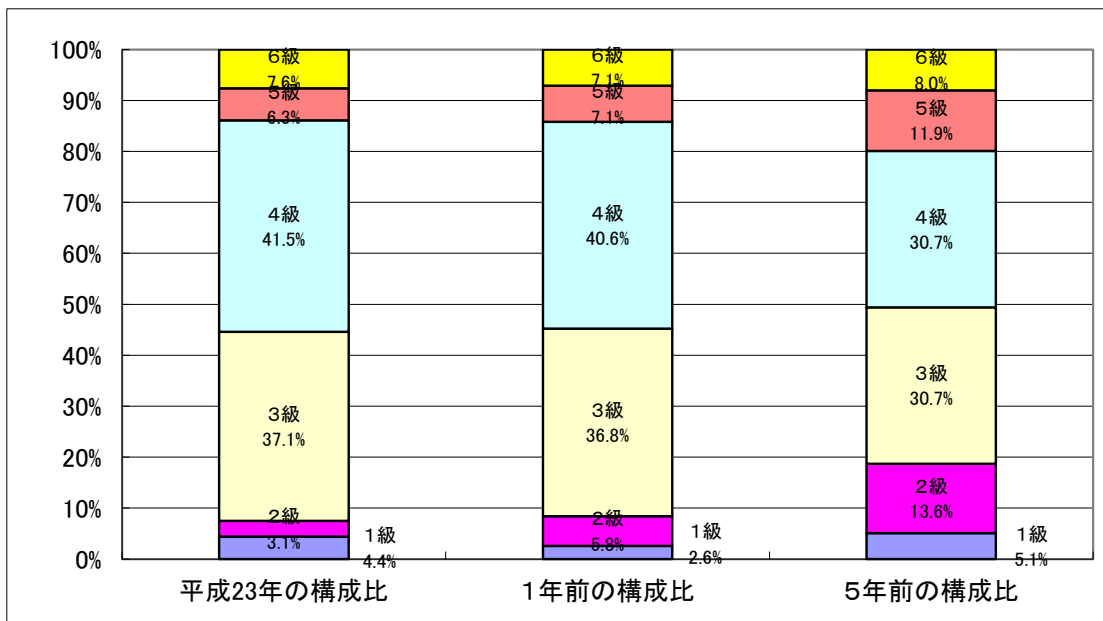
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,200 円	295,500 円	350,100 円
	高校卒	212,700 円	258,200 円	295,500 円
技能労務職	高校卒	204,700 円	234,800 円	261,600 円
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	258,200 円	295,500 円	350,100 円
	高校卒	212,700 円	258,200 円	295,500 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	7人	4.4%
2 級	主事	5人	3.1%
3 級	係長、主査	59人	37.1%
4 級	課長補佐、事務次長、給食センター所長、係長、館長補佐、所長補佐	66人	41.5%
5 級	課長、室長、所長、事務長、事務局長、課参事、副課長、副所長、館長、給食センター所長	10人	6.3%
6 級	町参事、課長、室長、所長、館長、事務長、事務局長、牧場公園長	12人	7.6%

- (注) 1 新温泉町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度以降、勤務成績の反映に向けて取り組みを進めています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新温泉町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,405 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,760 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～10%(抑制前 5～20%) ・管理職加算 5～10%(抑制前 10～20%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成20年度以降、勤務実績の反映に向けて取り組みを進めています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

新温泉町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	18,260 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は当組合の支給率である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無し	%	人	%

※ 本町では、平成18年4月1日から、平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		936 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		156,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		2.6 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	月額1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬	1回1,000円
病院勤務手当(危険手当)	レントゲン技師及び感染症業務に従事する職員	レントゲン、感染症業務	レントゲン技師:月額5,000円 レントゲン以外:1日100円
〃 (主任手当)	主任として任命された職員		月額2,000円
〃 (待機手当)	勤務時間外に待機を命ぜられた職員		1回1,400円
〃 (年末年始勤務手当)	年末年始に勤務を命ぜられた職員		1回2,100円
診療所医師手当(勤務年数手当)	町立診療所に勤務する医師	医師業務	勤務年数により230,000～330,000円
〃 (往診手当)	町立診療所に勤務する医師	往診業務	月額20,000円+件数×往診料×1/4
〃 (町医(校医)手当)	町立診療所に勤務する医師	町医(校医)業務	月額50,000円
〃 (夜間・休日手当)	町立診療所に勤務する医師	夜間・休日業務	件数×3,000円
夜間看護手当	深夜の看護業務に従事した職員	深夜の看護業務	2時間未満:2,000円、2～4時間:2,800円、4時間以上3,200円
し尿処理業務手当	し尿収集及び処理業務に従事する職員	し尿収集及び処理業務	月額13,000円
ごみ処理業務手当	ごみ収集及び処理業務に従事する職員	ごみ収集及び処理業務	月額13,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	14,343 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	247 千円
支給実績(平成21年度決算)	14,752 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	194 千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者: 13,000円 配偶者以外: 6,500円 ※ 16歳～22歳の子に対する加算等あり	同じ	-	25,141 千円	256,500 円
住居手当	借家: 27,000円上限 持ち家: 1,600円	一部異なる	持ち家の場合の 手当額	4,512 千円	79,200 円
通勤手当	交通機関の利用者: 定期券等の実費(最高限度額55,000円) 交通用具の利用者: 2km以上の通勤距離に応じ、2,000円～24,500円	同じ	-	8,655 千円	64,100 円
単身赴任手当	単身赴任者に対し、職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じ23,000円～68,000円	同じ	-	348 千円	348,000 円
寒冷地手当	勤務地及び扶養人数に応じ、0円～7,560円(11月～3月)	同じ	-	0 千円	0 円

医師手当	病院に勤務する医師に対して勤務年数等に応じ支給	異なる	区分、額	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、給与の時間単価×135/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間としての午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1時間につき、給与の時間単価×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	役場4,200円、病院医師19,000円、病院看護職員5,300円（外来業務加算有り）、病院その他の職員5,300円（12月29日から1月3日までは加算有り）	異なる	病院関係の額及び加算額	1,032 千円	4,200 円
管理職手当	院長：120,000円 副院長、施設長：80,000円 診療所長・医長・医師：60,000円 牧場公園長・町参事：50,000円 会計管理者・温泉総合支所長・総務課長：40,000円 課長・出納室長・課参事・病院事務長・総看護師長・事務局長・分室長：30,000円 課参事・ふれあいセンター所長・ケーブルテレビ事業室長・環境センター所長・給食センター所長・公民館長・図書館長：20,000円 副課長・保育(所)園長・看護師長・ふれあいセンター次長・幼稚園長：15,000円	異なる	区分、額	8,562 千円	329,300 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は休日における管理職の臨時又は緊急の勤務1回につき、副課長級：4,000円 課長級：6,000円	異なる	区分、額	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	736,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	(- 円)	854,000 円 /	505,000 円
報 酬	議 長	320,000 円	420,000 円 /	230,000 円
	副 議 長	(- 円)	360,000 円 /	180,000 円
	議 員	230,000 円	345,000 円 /	158,000 円
期 末 手 当	議 員	(- 円)		
	町 長	(23年度支給割合)		
	副 町 長	3.85	月分	
	議 長	(23年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.85	月分	
	議 員			
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.41	14,484,480 円	任期毎
備 考	給料月額×在職月数×0.25	7,065,600 円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

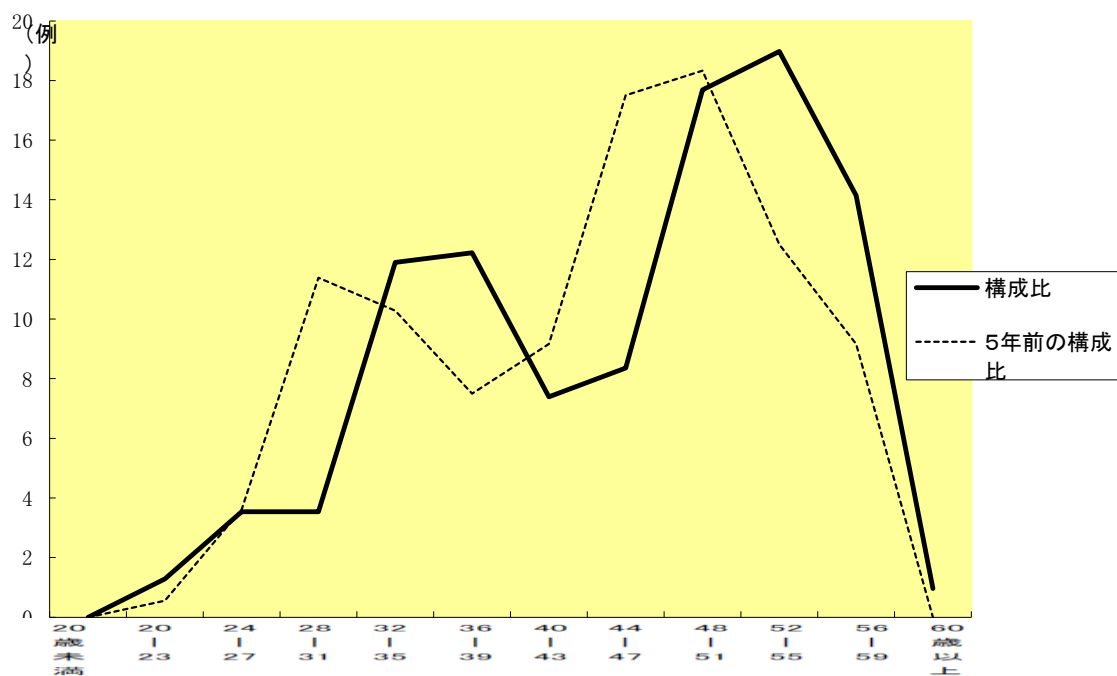
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	48	49	1	
	税務	13	12	△ 1	
	農林水産	16	17	1	
	商工	8	10	2	
一般行政部門	土木	11	11	0	
	民生	32	30	△ 2	
	衛生	16	14	△ 2	
	計	147	146	△ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.74 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.73 人)
	教育部門	43	42	△ 1	
	小 計	190	188	△ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.26 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.80 人)
公営 企業計 等部門	病院	87	92	5	
	水道	9	9	0	
	下水	5	5	0	
	その他	18	18	0	
	小 計	119	124	5	
合 計		309	312	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.68 人
		[368]	[368]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	11人	11人	37人	38人	23人	26人	55人	59人	44人	4人	312人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	178	170	158	153	147	146	△32 (△18.0%)
教育	47	45	45	43	43	42	△5 (△10.6%)
普通会計	225	215	203	196	190	188	△37 (△16.4%)
公営企業等会計	136	131	129	123	119	124	△12 (△8.8%)
総合計	361	346	332	319	309	312	△49 (△13.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。